

平成 29 年度第 1 回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時:平成29年(2017年)6月20日(火) 14時30分～16時35分
場所:滋賀県庁 北新館 3階 中会議室

出席委員:

12名中9名出席

出席:石上委員、石谷委員、菊池委員、籠谷委員、中村委員、西野委員、平山委員
福原委員、前畑委員

欠席:須藤委員、西田委員、秀田委員

議題:

- (1) 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画の策定について
- (2) 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の策定について
- (3) 報告事項
 - 第12次鳥獣保護管理事業計画、滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)、滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第2次)について
 - 生物多様性しが戦略の進捗状況の点検について
 - 滋賀県の自然環境保全行政の状況について

配布資料

- 委員名簿・配席表
- 資料1 諮問文(写)
- 資料2 各計画策定のスケジュール
- 資料3-1 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)の策定について
- 資料3-2 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画
- 資料3-3 平成16年度からの月別クマ出没件数
- 資料3-4 「ツキノワグマの捕獲における緊急性が高い場合の当面の判断と対応について」(通知)(写)
- 資料4-1 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の策定について
- 資料4-2 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画
- 資料4-3 関西地域カワウ広域管理計画(第2次)の概要
- 資料5-1 第12次鳥獣保護管理事業計画の概要
- 資料5-2 第12次鳥獣保護管理事業計画
- 資料6-1 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の概要
- 資料6-2 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)
- 資料7-1 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第2次)の概要
- 資料7-2 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第2次)
- 資料8 生物多様性しが戦略の中間評価について

- 資料 9 滋賀県の自然環境保全行政の状況について
- パンフレット ツキノワグマとの遭遇事故を防ぐために
- パンフレット 自然本来の力を活かす「滋賀のいのちの守り」—生物多様性しが戦略—
- パンフレット 関西の活かしたい自然エリア

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成 29 年度第 1 回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は 12 名中 9 名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・最初に、琵琶湖環境部次長から挨拶があった。
- ・規定に基づき、前畑部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・まず、最初に事務局から資料 2 により、議題（1）～（2）の各計画の策定スケジュールについて説明し、引き続き、各議題について審議がなされた。

議題（1）滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画の策定について

<事務局から資料 3 について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

資料 3 - 1 の 2 ページ目に平成 24 年度以降の個体数管理が 11 頭とあるが、白山・奥美濃地域と北近畿東部地域の個体群別の内訳はどうなっているか。

また、被害防除について、一般的に誘引となる柿の木等の除去や藪を取り払うなどがされているが、クマ出没地域である山間部は高齢化が進み、地域住民にはこうした対策を実施することはなかなか困難である。こうした対策は誰が実施していくのか、具体的な考えはあるか。

事務局：

平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間について申し上げますと、白山・奥美濃地域個体群は移動放獣が 9 件、殺処分が 1 件。北近畿東部地域個体群は移動放獣が 9 件、殺処分が 2 件である。なお、この数字には錯誤捕獲も含み、資料には錯誤捕獲を含まないため資料とは齟齬がある。

2 点目の人の居住地と森林の境界域の管理については、当課では予算の制約上、啓発に留まっているが、地域としての取組みとして、クマ対策のみならず、イノシシ等の獣害対策一般にこうした緩衝帯が有効とされているので、例えば林業の施策と併せてこうした管理をされているところもある。

奥地についても、林業の施策として、人工林を天然林との混交林にしていこうという施策はある。ただし、クマの生息地管理を目的としたものではないので、今後は計画策定に

あたって、関係部局との調整を図りながら何らかの取組みをできないか考えていきたい。

事務局：

個体数管理の内訳について、資料3-1の2ページであるが、殺処分2頭はいずれも北近畿東部地域個体群、放獣の内訳は白山・奥美濃地域個体群が5頭、北近畿東部地域個体群が3頭、不明が1頭となっている。不明であるのは永源寺で捕獲されたものであり、いずれの地域個体群であるかは不明。そのほか、警察官職務執行法による殺処分が1頭である。

委員：

永源寺は2頭ではないか。

事務局：

平成24年度以降では1頭である。平成23年度に1頭捕獲している。

議題（2）滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の策定について

<事務局から資料4について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

カワウの平成29年度生息数は思いのほか多くなっているが、竹生島と伊崎半島を除くとどのコロニーが一番生息数が多くなっているか。

事務局：

安曇川の1,995羽である。その次は野洲川の1,267羽である。

なお、竹生島は2,056羽、伊崎半島で560羽である（いずれも平成29年5月）。

委員：

4,000羽を「被害が表面化しておらず、またカワウの顕著な減少が生じてなかった」指標とされているが、これはいつ頃のことか。

事務局：

資料4-2の13ページに生息数推移を掲載しているが、1994年、1995年頃の生息数を参考に、当時検討会議等で検討し、計画において指標とした。

委員：

今更申し上げるのは心苦しいが、私も昔、野鳥の会でカワウ調査に参加していたが、このやり方で得た数字は概ね実態を反映していない。

その当時の4,000羽程度が妥当な状況であったというのは疑わしく、それをもとに4,000

羽を目標とするのはどうかと思う。

今後、状況をみて見直されるということであるので、少し留意しておいた方がいいと思う。

事務局：

4,000羽で漁業被害や生活環境被害が無くなるのかについては、竹生島と伊崎半島の2大コロニーに生息が集中していたときの判断であると捉えており、現在は内陸部に分散しかつてない生活環境被害も発生しているので、第3次計画の策定にあたっては、状況をみながら判断していくという表現にしたいと考えており、4,000羽についても一応の目標設定としたいと考えているところ。

委員：

内陸部に分布が広がったことで、河川の漁業被害も増えているのか。

事務局：

琵琶湖岸については漁業者へのアンケート調査により、カワウによる被害は減ったとの結果を得ているが、一方で河川漁業については過去に被害が無かった状況であり、築などの施設により漁業成果をあげておられるところはカワウが来たことによって被害があると感じておられ、内陸部にカワウがいなかった時に比べ、被害感情は一定あると考えている。

委員：

安曇川では築が多く、野洲川は少ないなど、河川によって被害が変わってくると思うが、対策をするときにこうしたことを考慮することも、今後検討していくのか。

事務局：

漁業権の有無等の社会的な背景もあるし、カワウがいても被害を認識されていないケースもある。

河川漁業についてもアンケート調査を行っており、生息域がずれることによって、同じ流域であっても被害を認識されるケースもある。

委員：

第3次にあつては、営巣地によって、築の有無等、対策をケースバイケースに考えていくという理解でよいか。

事務局：

はい。実際に、漁協にどういう対策を行っているかも含めてアンケート調査をしているが、糸張り、花火での追い払い等を実施されているケースもあるし、銃器捕獲を外部委託しているケースもあるなど、被害の受け止め方とそれに応じた対策がある。

こうしたことをきちっと把握して、管理の方向性を考えていきたい。

委員：

クマもそうだが、県境を認識している動物はなく、ましてや飛ぶので、過去に他府県の自治会の方と話をしたときに、証拠はないものの、滋賀県が一生懸命捕獲をすることでこちらへ飛んでくるという話もあり、愛知県に飛んできているという話もある。

滋賀県としての目標を立てることも大事であるが、こうした状況を踏まえ、他府県との連携は行っていくのか。

また、4,000羽という数字が妥当なのか。現在が7,767羽であり実際に被害があるのであれば、早急にこれを達成し、次を考えることが大事であると考えている。

事務局：

他府県の連携については、静岡県から徳島県までの府県で構成される「中部近畿カワウ広域協議会」において、年に1・2回程度情報共有を行っているほか、関西広域連合において個体数の管理および対策の推進を行っている。

他府県の状況を踏まえ、次期計画についても策定していきたいと考えている。

2点目については、4,000羽はあくまで目安として、モニタリング調査やアンケート調査結果などを踏まえ、順応的に管理をしていきたいと考えている。

委員：

環境省もはっきりした数字を示していないように思う。

また、カワウの種内変異はどうなっているのか。単に数を減らせばいいというのではないと思うが。

委員：

河川での生息が多いという話があったが、河川の中でも集中しているのか、分散しているのか。

事務局：

ある程度集中してコロニーを形成している。

委員：

面積あたりの個体数が大事であると思うが、密集度ごとの被害状況などのデータも貯めていけば、県内で何羽ということではなく、どれくらいの密集度であればこういう対策をしよう、ということにした方が有用ではないかと思う。

クマの調査についても、ヘアトラップ調査をされていると思うが、ICチップによる調査は現在行っているか。

事務局：

有害捕獲や錯誤捕獲された個体についてはチップを埋め込み、再捕獲されたときにどの個体であるかの識別はしている。しかし、それにより生息頭数がわかるというレベルではない。

委員：

行動圏の追跡は行っていないか。

事務局：

行っていない。

委員：

クマの林業被害（クマ剥ぎ）については、子から親に伝えられるなど、家系によってする家系としない家系があると聞かすが、個体を捕獲してもその子どもたちがクマ剥ぎをしては意味がないと思うが。

また、テープ巻は大変な労力がかかるが、やはり森をどうするのか、クマの性質や個体数毎の被害等を所有者に伝えるなど、その場所でずっと林業をしていくのかどうか、ということが大事であると思うが。

事務局：

個体によってクマ剥ぎをするか否かについては、専門家でもわからない。

テープ巻はクマのみならずシカ等にも効果がある。

森林づくりのところから、の点については委員仰せのとおりであると思う。

事務局：

面積あたりの密度管理について、シカについては3～5頭／1平方キロという数値があるが、カワウについては知見がまだ十分でない。

繁殖をする営巣地なのか、またはねぐらなのかといったデータは蓄積しているので、繁殖地を集中して捕獲の対象としていくことや、被害が大きく増えていくところを中心に対策していくなどを考えている。

委員：

捕獲数は自然環境保全課による事業分のみか、あるいは全県的な数値か。

事務局：

県では当課および水産課、市町、漁連による捕獲等の数値を集計している。春期の生息数の9割の捕獲を目標としており、これを毎年達成している状況。

委員：

春の生息数の9割であれば、例えば2個産卵し、2個とも成長した場合、9割の捕獲では現状から増加し、目標が足りないのでは。

事務局：

生息数の調査を5月、9月、12月の年間3回行っており、毎年5月の同時期の生息数を指標としている。

繁殖期は年によって違うが、一定5月を基準としている。捕獲の最中でも繁殖して増えるが、前年度中に予算を積算しなければならないという現実的な制約もあるなど、一定目標基準を決める必要がある、これを春期とし、毎年クリアできている状況。

秋期、冬期、次の春期とモニタリングを続け、状況をみながら捕獲数を考える順応的な管理をカワウについては行っている。

事務局：

委員ご指摘のとおり、2羽とも成長すれば数は増えるが、水産課による事業が5月から始まるが、まず成鳥を捕獲することにより幼鳥も生き残れないので、幼鳥と成鳥の捕獲数をそれぞれ管理し、成鳥から捕獲するようにしている。

これによって増えていかないようにしているところ。

委員：

資料4-2の37ページでは5割と書いてあるが、この時期は目標が5割であってその後変わったということか。

事務局：

毎年県の協議会で9割の捕獲が必要であろうということで上乘せをしている。

委員：

上乘せの必要性はわかるが、内陸部にあがってくるカワウの被害がわからないという話があったが、内陸部にあがってきたカワウが食べる量が半分になるかと言えばそうではない。絶対にどこかで被害が出ている。

昨年度、県猟友会として2,300羽の捕獲目標に対して500羽ほど余分に捕獲し、2,800羽捕獲したが、捕獲数が増えるにもかかわらず委託額は増えていない。

前年度に予算積算するのはわかるし、実際に生息数が増えれば多く捕獲しなければならないというのは、県に協力するため我々も仕方なく理解するが、前もって余分に捕獲しておくとか、先ほどのクマの緩衝地帯もそうであるが、県は何もせず森林組合や地元任せるとか他所に振ってばかりで、県はいいことばかり書いているが結局何もしていない。

そのあたりはどう思っているのか。

事務局：

クマの生息地管理について、森林部局が所管する事業の中に近いものがあり、荒廃した里山をもう一度活用することができるよう、整備を森林組合に委託するなどしている。実際の仕事は森林組合が行うが、予算は県で用意をしている。

委員：

確かにそれはそうであって、全然何もしていないと言っているわけではない。

たとえば特措法で獣害防止柵を整備したおかげで農業被害は減ってきているが、林業被害は増えている。獣害対策協議会で農業・林業従事者もいるが、農業には手厚く林業につ

いては県は何もしてくれないと、林業従事者は大いに不満を持っている。

補助金を受けても金額が安いであるとか、現場の声が実際そうである。

県は「やっている」と言っても、実際どうか、規模は十分なのかなど、先ほどの内陸部のカワウによる被害がみえていない、みえていないから被害がない、と同じ言い訳ではないか。

お金を出していると言っても十分なことはない。それならば、先ほどの説明も「こちらの方に任せています。」といった言い方はおかしい。

事務局：

カワウが内陸部にきて、餌はどこかでとっている。直接そこで漁業被害はなくても、どこかほかの場所で餌をとりに行っている。

確かにその場所と全体の被害の明確な関係は掴めていない。県全体としては、カワウ1羽が年間にどれくらいの餌を食べるのかはわかっているので、カワウ全体が食べている魚の総量を推定している。

委員仰せのとおりその場所で被害がなくても遠く飛んで行った別の場所で被害を及ぼしている可能性はあるので、滋賀県全体としてはカワウの全体の生息数を減らさなければやはり被害は減らないと考えている。

もう一点の対策費については、カワウの捕獲予算が減ってきている状況というものもあるものの、今後とも継続していかなければならないので、受託者の方のモチベーションがさがることのないよう、一生懸命努力していきたいと思っている。

委員：

もっとたくさん予算を確保されたい。

今回は素案をもとに審議することになるので、事務局におかれてはよろしく願いしたい。

議題（3）報告事項

○第12次鳥獣保護管理事業計画、滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）、滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）について

○生物多様性しが戦略の進捗状況の点検について

○滋賀県の自然環境保全行政の状況について

<事務局から資料5から9について説明を行った>

委員：

生物多様性しが戦略を進めようとしている中で、問題提起として、今起きている事例を共有させていただきたい。

私が暮らす地域に、小さな川がある。水深も適度で美しい水が流れ、こどもたちが一日中水遊びや魚とりを楽しむ川だった。しかし最近「溜まった土砂を除去する」という回覧板以外に地域住民に詳細の共有もないまま、あっという間にすべての土砂が機械的にとり

のぞかれ、三面張りのコンクリートが露呈する川になってしまった。

河口の浚渫の仕方にも問題があり、これまでとはまったく異なる深みが生じてヘドロがたまり、ウェーダーをはいた大人でも足をとられる状況にある。

地域住民はこの川について「こどもたちだけで遊んでも大丈夫」と皆思っており、これから水遊びのシーズンを控えて事故が起きる可能性もあり、土木事務所に赴いてきた。

人と川のつながり、琵琶湖のつながりを取り戻す、という施策を進める一方で、それが実現している場所が改変されてしまう無念さ、せめて事前に伝えてくれれば、話し合える余地があったはず、と伝えたところ「川はあくまでも水を流すところであり、本来の姿に戻すためのこと」との説明を受け、大変ショックだった。

いうまでもないがこの川は自然河川で、もともとはたくさんのホタルが舞い、植生の状態もよく、またホタルが見られるかも、と地元のお年寄りも楽しみにしていたが、それも遠のいてしまった。

こうした事例をみていると、県として理念を掲げる一方で、その県の施策に反映されていない、あるいは逆行する現象がたくさん起きているのではないかと思う。

県民への普及啓発も重要だが、それ以前に県庁内でこの戦略を共有し、それぞれの施策や現場で生きたものとして活用されるよう、働きかけていただきたい。

委員：

確かに、これは新しい河川法の理念「地域住民の意見をきくこと」にも悖ることである。

事務局：

前回の専門家会議でも委員から、自然環境保全課は進めようとしているが、庁内ではしつかり共有できていないとの意見があった。

こうした話も含め、戦略の中間評価をする中で、きちんと庁内にフィードバックをして戦略の意義および状況を伝えていくことが大事であると認識している。また専門家会議でもご意見を賜りたい。

委員：

共有ができていないとのご批判であるので、真摯に受け止められたい。

委員：

メガソーラーについて、自然環境保全としてはどう考えているか。

管理できていない空き地や山林の有効利用、また脱原発などもわからないではないが、メガソーラーが自然に及ぼす影響を考えたとき、他府県では池を半分ふさいだり、農地の草刈りが大変だから畔面にシートを被せて発電するなど色々な事例が出てきているが、それらは本当に生物多様性戦略に合っているのかという気がする。

事務局：

メガソーラーについては県内でも各地で整備され、中には山林に大規模なものを設置する案件もある。

県としてはエネルギービジョンを策定し、太陽光を含め、再生エネルギーを進めていく立場ではある。

とはいえ自然環境や景観、光害等いろんな問題もあることは認識しており、調和が必要であり、庁内でも連携してやっていく必要がある。

県内の自然公園区域で開発等行為をする場合は知事の許可が必要であり、仮に太陽光発電を設置する申請があった場合は、太陽光発電のための許可基準に適合するかどうかの審査をする。

森林であれば森林法に基づき、大規模な開発をする場合は開発予定地の少なくとも 25% を森林として残すことや、土砂災害が起こらないための措置を求める等、審査基準に照らして許可の可否を決定する。

森林法や自然公園法の区域外では事業者は、農地法等もあるが、基本的には自由に開発できるが、そういったところでも地域住民による反対運動がおこること等はある。

固定価格買取制度が始まって以降太陽発電の導入が進み、いろんな問題が起こっているため、今年の 4 月に法律が改正され、これまでの太陽光発電設備の認定から、事業計画の提出の認定という形にされ、今年の 3 月には事業者が順守すべきガイドラインを資源エネルギー庁が作成し、例えば周辺住民に事前に説明を行う、自治体に情報提供を行うなどのほか、景観、農薬の使用方法など、多岐にわたって、現在おこっている問題に対する方向性が示されている。運用の問題はあるが、環境の整備はできてきたと思う。

自然公園内ではこれまでに 30 件ほど許可しており、許可基準に合致しないものは是正を指導し、景観や生態系を含めた自然環境との調和を図っている。

委員：

一定の面積以下であれば環境アセスは必要ないか。

事務局：

まず、国の環境影響評価法の対象に太陽光発電は入っていないが、県の条例により 20ha 以上であればアセスをすることを求めている。

森林法や自然公園法であれば 1 ha 以上で許可なり届出が必要。このように、規模によっても対応が違ってくる。

※議題の審議事項および報告事項が終了した後、事務局からは、次回の部会は 9 月中旬に開催予定である旨の説明があり部会は閉会した。